別紙様式第５号

新規就農者育成総合対策「就農準備資金」交付決定通知書

農　畜　第　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長

　先に申請のあった新規就農者育成総合対策「就農準備資金」については、一般社団法人岐阜県農畜産公社新規就農者育成総合対策「就農準備資金」取扱要領（以下「取扱要領」という。）第８条第２項に基づき、次のとおり交付を決定したので通知します。

記

１．資金金額　　　　　　　　　円

２．資金対象期間　　月～　　月

３．資金の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、交付された資金の一部又は全部を、取扱要領第14条に基づき、新規就農者育成総合対策「就農準備資金」返還申請書（別紙様式第20号様式）により返還しなければなりません。

(1)　一部返還

ア 交付対象者要件のいずれかの項目を満たさなくなったり、研修を途中で中止又は休止した時、該当時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 研修状況報告を交付対象期間経過後１ヶ月以内に行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

(2)　全額返還

ア 理事長が適切な研修を行っていないと判断した場合。

イ 研修（取扱要領第11条の継続研修を含む。）終了後１年以内に原則50歳未満で独立・自営就農（実施要綱別記２第５の２の(1)のイに定める要件を満たすものに限る。以下、同じ。）、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農（就農後５年以内に農業経営を継承する又は農業経営を法人化している場合は当該法人の共同経営者になることをいう。以下同じ。）しなかった場合。

ウ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間継続しない場合。

エ 海外研修を実施した者が、就農後５年以内に研修計画に記載した農業経営を実現できなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が就農５年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 交付期間の1．5倍又は２年間のいずれか長い期間以内で継続研修中の研修状況報告、就農状況報告、就農報告、住所変更報告を行わなかった場合。

キ 虚偽の申請を行った場合。

４．遵守事項

(1) 研修状況報告書を、半年ごとに、交付対象期間経過後１ヵ月以内に提出しなければなりません。

(2) 資金の交付を中止する場合は中止届を、研修を休止する場合は休止届を提出しなければなりません。

(3) 資金の交付終了後、１ヵ月以内に引き続き交付対象となった研修に準ずる研修を行う場合は、継続研修計画を作成して承認申請しなければなりません。

(4) 研修終了後６年間、毎年７月末及び１月末までにその直前６ヶ月間の就農状況報告書を提出しなければなりません。また、就農した場合は就農後１ヵ月以内に就農報告を提出しなければなりません。

(5) 交付期間内及び交付期間終了後６年間に住所等提出書類の記載内容に変更がある場合は、変更後１ヵ月以内に住所等変更届を提出しなければなりません。住所を転居した場合は住民票を添付しなければなりません。

(6) 交付申請に関する証拠書類は、資金の交付が完了した年度の終了の翌日から起算して６年間保管しなければなりません。

(7) 交付対象者は、法令の定めによるほか、取扱要領の定めに従わなければなりません。